

令和6年度第2回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年7月29日（月） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	9時54分から 10時52分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名

○廣谷部会長

では時間少し早いですけども全員おそろいですので、ただ今から第2回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告と伝達事項についてお願ひします。

○事務局（谷本）

はい。座って説明させていただきます。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の御出席をいただいております。各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

以上、報告をいたします。

続きまして事務局から伝達させていただきたいことがございます。

先日の第2回審議会におきまして、目安答申の伝達をさせていただきましたところですが、この目安答申に関しまして、中央最低賃金審議会から委員の皆様宛てにメッセージ動画が届いておりますので、このお時間をお借りして御視聴いただければと思っております。

この動画は、この度の中央最低賃金審議会において取りまとめられた令和6年度の最低賃金改定の目安につきまして、委員の皆様に直接伝達されるよう作成されているものです。動画の再生時間につきましては17分程度となっています。

それではよろしくお願ひいたします。

【中央最低賃金審議会会長メッセージ】

皆さん今日は。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日に取りまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様に直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続き2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置付け、法令要素について、まずはお話しをしておきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の三要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして、考慮する要素としては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の三要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と地域間格差の是正というところにございます。

さて、次に目安の位置付けについて申し上げたいと思います。

目安は、令和5年全員協議会報告や令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて申し上げておきた

いと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあるれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることも十分にあり得るものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている三要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くしたうえでの決定を心掛けていただきたいと思います。

では、次に令和6年度目安のポイントについてお話しをしていきたいと思います。

今回の目安についても三要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。三要素のうち何を重視するかというのは年によって異なります。今年は昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、三要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず、労働者の生計費についてです。

消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合が、昨年度の地域別最低賃金が発効した、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に持家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においてはそれに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃるというふうに考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻繁に購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案をいたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、三要素のうちの2番目、賃金についてです。

企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準と

なっております。また30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降、最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素、通常の事業の賃金支払能力についてです。

これについては個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6から9%程度で推移をしております。また令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について、資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした三要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。

具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は、特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の上昇率平均5.4%、これも勘案する必要があるものと考えたところです。また賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

そのうえで、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっています。さらに消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとお

り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのこと考慮すれば、Aランク50円、4.6%、Bランク50円、5.2%、Cランク50円、5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることも配意いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。

ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視をする必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。またこれまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられるというふうに認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるよう、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を、例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございます。従業員の待遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。

発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しへ

きという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適當とされております。この趣旨を踏まえまして丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上です。今年度もよろしくお願ひいたします。

○事務局（谷本）

はい。中央最低賃金審議会からのメッセージは以上でございます。

○廣谷部会長

それでは議題1、金額審議に入りたいと思います。

前回は、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について、労使双方からお伺いをしました。また労働者側、使用者側とも、それぞれの所属する組織の中で情報収集や意見集約もされていると思います。

金額審議に先立ち、参考となる情報や御意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

まずは労働者側、いかがでしょうか。

○濱地委員

はい。おはようございます。よろしくお願ひします。

労働者側の基本的な考え方につきましては、先週述べたとおりでございます。

取り分け今年は特に物価上昇というものを意識しながら、また実質賃金が2年以上上がっていないといったところでございますので、最賃近傍の方々の生活がますます厳しくなっているという状況を意識しながら議論をしてまいりたいというふうに思ってございます。

地方の状況ですけども、まだちょっと先週の今日の朝の10時ですから、当然入っていませんが、我々は労働者側、中賃の目安、今会長のメッセージもございましたけども、尊重しつつと申し上げましたが、50円アップだけでは到底物足りないというふうに思っているところでございます。

この近畿で一番低い最賃を最大限引き上げていく、取り分け大阪、京都、兵庫、こちらは既に千円を超えてございますし、そして滋賀についても千円を超えてくるといった状況でございますので、我々としては千円以上を目標にしたいというふうに考えてございます。

これは既に和歌山でのハローワークでの募集の時給が既に千円を超えているということ、後、高卒初任給、事務系ですけども、16万5,364円、勤務245日の8時間労働、1,960時間でも千円超え、1,012円に至るといったところでございます。さらに憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という観点で言えば、現時点でも千円以上は必要というふうに判断したところでございます。

さらに先ほども申し上げましたとおり、高卒初任給が千円を超えているということにもかかわらず、長年働いている多くの正社員が最低賃金に張り付いているといったという状況もあるようでございます。こういったデータがあれば是非労働局の方に御提示をいただきたいと思うわけでございますけども、こういう実態があるのであれば、会社の個別事情があるにせよ、新入社員よりも以前から働いている人の賃金につきましてもそれ相応の賃金、いわゆる時間給にしていかなければならないというふうに思うわけでございます。

もちろん最低賃金を引き上げるに当たっては、中小零細企業への価格転嫁の促進並びに使いやすい支援金等も必須になるといったところも申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。

続いて使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。金額については少し時間を頂戴しながら委員相互の意見調整していきたいと思っております。

中央の今お話がございました。生活をという三要素の中の生活のというお話がありましたが、使用者側としましては支払能力というところにこだわっていきたいと。

今、濱地委員からも最低賃金にへばり付いてるその労働者の割合が相当あるということについてはですね、いたずらに低いところを死守しようということではなくて、経営側の、使用者側のですね、経営努力をする中で労働費、労務費を抑えることによって、何とか企業の存続、維持を図っていきたいということの表れでありまして、労働者の皆さん的生活を守りたいという気持ちについては、

経営者、使用者側も当然あるわけですが、全国の中小企業、零細企業については、和歌山県も同じように相当景況についてはですね、芳しくないというお話を聞いております。

中央の方で、ある業種について偏った見方をするんではなくってというお話が先ほどのコメントにあったように思いますけれども、最低賃金の法の求めてるところは、これはあの罰則がある、使用者にとっては罰則のある法律でございます。ということは全ての企業にとってこの最低賃金を守るべきものであると。そうしたときにそのいくつかの業種、まあ従来から人手不足を言われてるような業種についてみれば、相当厳しい経営状況となってる中でですね、大幅な賃金アップは前回も申しましたけれども、企業のその存続を危うくするかもしれないと。結果として雇用が失われることにつながりかねないっていうことを考えたときに、やはりその厳しい業種の方々についても配慮すべきではないかなというところを考えたいと思います。

ということで、中央の議論も、最初議論があったのはですね、30人未満の中小零細企業の賃金上昇率2.3%ですね、まあそういったところが基本的な、まずは考えるポイントかなと思っているところです。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

それでは金額審議に入りたいと思います。

事前に各側委員において協議する時間は必要でしょうか。

○児玉委員

ちょっと時間いただけますか。

○廣谷部会長

ですか。じゃあ時間はどれくらい必要ですか。

○児玉委員

どれくらいかかるか分からないんですけど10分程度で。

○廣谷部会長

じゃあ10分程度の中斷ということでお願いします。

〈使用者側協議〉

○廣谷部会長

では協議をいただいた結果につきまして、いただけますでしょうか。

○児玉委員

はい。使用者委員の方から協議の数字を申し上げたいと思います。

先ほども言いましたけれども、賃金改定の第4表①という資料をいただいております。それを見ますとBランクが2.4%。これ①②③って数字があるんですが、全体を見渡せるのが①かなということで、2.4%、929円に2.4%を掛けて切り上げをしますと23円ということになります。

使用者側が第1回目提示金額23円、プラス23円ということで、952円ということで御提案させていただきたいと思います。

○廣谷部会長

そうしますと、先ほど労働者側の方からは千円以上というお話があって、今、使用者側の方からは23円、952円という御提示がありまして、金額には相当な開きがあると思います。

この後、個別的な審議、公使、公労でやらしていただくのか、それとも再度またそれぞれで協議いただくのかということなんですけれども。本日の時点だと一応もう公労、公使という形で、ちょっと個別的な話をさせていただいてよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

はい。ではまず公労で少し話をさせていただきたいと思いますので、申し訳ありませんけれども使用者側の方は退席をお願いいたします。

〈公労個別審議〉
〈公使個別審議〉

○廣谷部会長

では、先ほど個別に金額の提示をいただいて、その後御意見もお聴きしましたけれども、意見はやはりまだ隔たりもあるというところで、本日の審議としてはここまでにして、次回に持ち越しをして審議を続けたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

次回は7月30日火曜日、まあ遅いですけど夕方の5時から、この会議室で開催をいたします。

労使双方、本日の審議を持ち帰って、十分検討の上で臨んでいただくようにお願いをいたします。

その他の議題として何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

はい。ないようですので本日の専門部会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。